

## 平成31年度軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日現在、原動機付自転車、小型特殊車、軽自動車などを所有している方に課税されます。平成31年度の税額は下記の通りです。

**問** 税務課税政係

### 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊車、二輪車などの税額

車種・排気量		税額（年額）
原動機付自転車	二輪で総排気量が50cc以下	2,000円
	二輪で総排気量が50ccを超え90cc以下	2,000円
	二輪で総排気量が90ccを超え125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用（コンバイン、トラクターなど）	2,400円
	その他の特殊作業用（フォークリフトなど）	5,900円
軽自動車	二輪で総排気量が125ccを超え250cc以下	3,600円
小型自動車	二輪で総排気量が250ccを超える	6,000円

小型特殊自動車は、公道走行の有無に関わらず、ナンバープレート（課税標識）の交付を受ける必要があるのでご注意ください。

### 四輪以上の軽自動車の税額

車両区分			税額（年額）		
			平成27年3月31日以前に新規検査を受けた車両	平成27年4月1日以後に新規検査を受けた車両	新規検査から13年経過した車両(重課)
四輪以上で排気量が660cc以下	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

### ◆グリーン化特例

平成30年4月1日から平成31年3月31までに新規検査を受けた排出ガス・燃費性能の優れた車両は、軽自動車税が軽減されます(1年限り)。対象要件と税額は下記の通りです。

### 対象・要件と特例措置の内容

対象・要件			特例措置の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車</li> <li>天然ガス自動車</li> </ul>			おおむね75%軽減
ガソリン車 (ハイブリット車を含む)	排ガス性能 平成17年排ガス規制75%低減(☆☆☆☆)または平成30年排ガス規制50%低減達成	燃費性能 乗用車：平成32年度燃費基準+30%達成 軽貨物：平成27年度燃費基準+35%達成	おおむね50%軽減
		燃費性能 乗用車：平成32年度燃費基準+10%達成 軽貨物：平成27年度燃費基準+15%達成	おおむね25%軽減

### 車両区分と税額

車両区分			税額（年額）		
			おおむね75%軽減	おおむね50%軽減	おおむね25%軽減
四輪以上	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円